

相互貸借の取り扱いについて

出雲中央図書館長

出雲市立図書館が所蔵しない資料を他図書館から借り受ける場合の取り扱いについて、下記のとおり定めましたのでお知らせします。

記

1. 開始時期

平成28年4月1日受付から

2. 借受資料を利用できる人

出雲市立図書館に利用登録があり、市内在住の人

3. 利用にかかる経費負担

次の場合を除き実費として郵送料を負担してもらいます。

① 中国地区（島根県を除く）の公共図書館

② 島根県内の図書館

4. 借受資料の利用点数

一人につき10点以内